

議事日程第4号

平成27年12月11日（金曜日） 午前9時40分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

議長報告 1件

(1) TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について

日程第3 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

日程第4 議案の審議及び採決 11件

議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改
正する条例の制定について

議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第56号 工事請負契約の締結について

議案第57号 工事請負契約の一部変更について

発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

日程第5 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 1件

総務建設産業常任委員会付託事件 1件

議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の制定について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等

の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 奥 村 雄 二	2番 安 藤 信 治
3番 伏 屋 光 幸	5番 高 山 由 行	6番 山 口 政 治
7番 安 藤 雅 子	8番 柳 生 千 明	9番 山 田 儀 雄
10番 加 藤 保 郎	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 高 木 俊 朗	総 務 部 長 寺 本 公 行
民 生 部 長 山 田 徹	建 設 部 長 伊 左 次 一 郎
企 画 調 整 担 当 参 事 葛 西 孝 啓	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典
総 務 防 災 課 長 亀 井 孝 年	企 画 課 長 各 務 元 規
環 境 モ デ ル 都 市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 可 児 英 治	重 炭 鉦 廃 坑 対 策 室 長 鍵 谷 和 宏
税 務 課 長 若 尾 要 司	住 民 環 境 課 長 大 鋸 敏 男
保 険 長 寿 課 長 加 藤 暢 彦	福 祉 課 長 佐 久 間 英 明
農 林 課 長 石 原 昭 治	上 下 水 道 課 長 須 田 和 男
建 設 課 長 筒 井 幹 次	会 計 管 理 者 水 野 嘉 博
生 涯 学 習 課 長 若 尾 宗 久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文	議 会 事 務 局 書 記 金 子 文 仁
----------------	--------------------------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 安藤雅子さん、8番 柳生千明君の2名を指名します。

諸般の報告

議長（大沢まり子君）

日程第2、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります薄緑色の諸般の報告つづりその2をごらんください。

T P Pと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてが議長宛てにありました。その写しを配付して、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（大沢まり子君）

日程第3、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。追加議案として付議されました発議第2号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

発議第2号 T P Pと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について、議会事務局長

に朗読をさせます。

議会事務局長 小木曾昌文君。

議会事務局長（小木曾昌文君）

それでは、御嵩町議会第4回定例会追加議案のほうをお手元にお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

発議第2号

TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成27年12月11日提出

提出者	御嵩町議会議員	柳 生 千 明
賛成者	〃	安 藤 雅 子
賛成者	〃	高 山 由 行
賛成者	〃	安 藤 信 治

2 ページをお願いいたします。

TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書

TPP（環太平洋経済連携協定）交渉における閣僚会議は、10月5日に大筋合意を発表した。今回の交渉の大筋合意により、世界の国内総生産合計の4割近くを占め、約8億人の人口を抱える巨大経済圏がアジア太平洋地域に誕生することになり、貿易や投資を成長エンジンとしてきた我が国の経済を底上げすることも期待されている。

しかしながら、農林水産分野の重要5品目のうち、米については、関税を維持したものの米国及び豪州に対する無関税輸入枠を設けるほか、牛肉・豚肉、乳製品においては、関税の撤廃もしくは段階的な引き下げが行われ、5品目以外についてもその大半が関税撤廃されることで安価な外国産農産物の輸入が国内の農業生産に打撃を与えることは必至であり、生産現場に不安が広がっている。

また、交渉内容について政府から情報開示と11月25日にTPP関連政策大綱が発表されたが、農業者の不安は消えていない。今後、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要である。

よって、国においては、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、新たな対策につ

いて速やかに検討することを強く求める。

また、地方創生について農業戦略を取り入れる事も合わせて要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

岐阜県御嵩町議会

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
外務大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様
経済再生担当大臣様
内閣官房長官様

以上であります。

議長（大沢まり子君）

朗読が終わりましたので、発議第2号について提出者より説明を求めます。

8番 柳生千明君。

8番（柳生千明君）

それでは、提出理由を述べさせていただきます。

11月25日に、TPP政策大綱が公表されました。公表過程において情報提供が全くなかった中で、大筋合意の内容や具体的な影響の説明がまだまだ不十分であり、現時点で具体的な対策も示されていないことから、生産現場や国民が抱える根強い不安や疑念と真摯に向き合う姿勢が必要だと思います。

よって、国において、国民に対して詳細な情報提供を行うとともに、地方経済に与える影響を分析し、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認した新たな対策において速やかに検討することを強く求めるために、TPPと地方創生への万全な国内対策を求めるといことで意見書を出させていただきました。以上です。

議案の審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第47号 平成27年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第48号 平成27年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 御嵩町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 御嵩町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の全部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 御嵩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 御嵩町小口融資条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 御嵩町町税条例及び御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 御嵩町ふるさとみたけ応援寄附金条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第56号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今回の条件つき一般競争入札におきまして、平成27年10月14日公告してから入札受け付け終了時まで、見積期間ですかね。これが13日しかありませんけれども、それで国の法律である建

設業法施行令第6条においては、その3号のところ、工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については15日以上見積期間をとるというふうに規定されているわけですが、今回、その見積期間が15日とる必要がとられていないわけですが、今回15日とっていない理由を教えてください。これが1点目です。

それからもう1つですけれども、もう1点は、この町内業者の入札に関してですが、今回の入札には1者しか応札をしていないわけですが、その原因はどこにあると考えているのか。

また、議会でもいつも町内の業者を採用するよとということが言われるわけですが、本当に町内の業者が参加できる仕組みがあるのか。点数が下げているとか、そういうことがあると思うんですが、実際に本当に業者が参加できるのか。その2点についてお答えをお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

今の岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めにですが、建設業法施行令第6条というのがございまして、こちらに規定してあるのは、先ほど岡本議員がおっしゃられたこととございまして、それにちょっと追加がございしますので、そこから説明させていただきます。

建設業法施行令第6条につきましては、見積期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、第2号及び第3号の期間は5日以内に限り短縮することができるように規定をされておまして、この第2号というのが、先ほどおっしゃった工事1件の予定価格が500万円以上、5,000万円に満たない工事については10日以上、第3号が工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については15日以上という規定がございまして、この法令でいきますと、第3号の規定により5日以内に短縮できるという規定に該当しますと10日も構わないということとございまして。

御嵩町の契約事務の対応でございまして、こちらにつきましては契約規則の第2条ということで、地方自治法施行令第167条第6項第1項の規定による一般競争入札は、その期日の前日から起算して少なくとも10日前に御嵩町ホームページに公告しなければならないというふうに規定をしています。この要領に基づきまして、担当課であります総務防災課では年間約80件を超える契約件数がございまして、この入札事務の定型化、簡素化を図るために、条件つき一般競争入札の公告日は毎週水曜日、入札の受け付け終了日を翌々週の月曜日、入札日を翌日の火曜日というふうに定めてありますので、見積期間は予定価格にかかわらず今の運用ですと13

日間ということでございます。これを職員用のイントラネット、パソコンのほうに毎月掲載しまして、これを担当職員は、この公告日に合わせてその前の週の金曜日の午前中までに決裁を完了して、担当課のほうに提出するという事務を行っているわけでございます。

なお、5月のゴールデンウィークや8月のお盆の時期につきましては、これを1週間、休日等考慮しまして1週間延ばして延長しているのが現状でございますが、昨今の入札参加者の減ということでございますので、今後はこの工事の種別や予定価格、社会情勢、工期等を考慮いたしましてこの見積期間の延長も検討をしていきたいと思っております。これが1点目のお答えでございます。

2点目のお答えでございますが、一者の原因ということでございますが、これは基本的にはこの工事をやりたいとおっしゃったところが一者だということでございまして、ほかのところには理由は確認しておりませんのでわかりませんが、ただ、今の私どもがつかんでいる入札の状況でございますが、基本的にまずは需要が多いということが第一、これは東日本の復興、あと東京オリンピックの需要、あと名古屋の駅前開発と、あとアベノミクスによる公共工事の増によりまして、大変工事の事業者がたくさん仕事を抱えてなかなか新たな仕事につくチャンスが減ってきているというのが現状ということ。

あと1つは、先ほどの需要増に鑑みまして資材が高騰していると。あとは人件費も高騰していると。これが予定価格になかなか追いついていかないというのも状況がございまして、日本全国各地では不調といまして、応札する業者が一者もないというような状況が続いているというのが現状でございますので、そこら辺を踏まえて業者の方が少なくなったかなというような感想を抱いているのが担当者の思いでございます。

続きまして、御嵩町の業者が入りにくいんじゃないかということでございますが、こちらにつきましては、今回の事業者でございますが、御嵩町防災コミュニティ複合施設建設工事ということで、ホームページのほうに公告しまして参加を受け付けるわけですが、御嵩町の業者の契約規模評価通知書の点数というのがございますが、こちらのほうで町内業者は700点以上で参加できるというふうに規定をしていますが、可茂の業者は1,000点以上、県内業者は1,450点以上ということで、できるだけ御嵩町としても町内の業者にやっていただきたいということで、点数は下げて機会を与えているということでございますので、御理解のほうよろしく申し上げます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

再質問をさせていただきます。

まず1つ目の点ですけれども、この建設業法施行令の最初に、5日以内に限り短縮することができるということで、今回の事業については、このただし書の特別な、これはやむを得ない事情があるときは短縮できるというふうに書いてあるわけですが、今回そのやむを得ない事情で短縮したという意味でおっしゃっているわけですかということが1点。

それから、今回この見積りの期間が延長するように、この規則の見直しをしていくというふうにおっしゃいましたが、ということは今のやり方ではいけないと。この上位法の法律に当てはまっていないので変えていく。つまり、法律に合っていなかったというふうに解釈していいわけですね。

このやむを得ない事情というのが、今回に限ったことではないわけですね。これまで御嵩町の中で、これが13日とか、12日期間しかないというのが常態化している中で、今回だけ、今回はやむを得なかったということが言えるのか。そこら辺の見解をお聞かせくださいということと、それからもう1つ、町内の業者については、先ほど言われたように、参加できるようにしているということで点数は下げているということなんです、最初に質問したように、そういうふうに点数を下げ町内の参加を促してはいるけれども、実際に本当にその点数の業者が2者あるという話なんです、こういったこの4億500万円ですか、こういった事業に本当に入札に参加できるのか、実際できるのかということ、そうするとそれがもしできないとなれば、その仕組み自体が何かおかしい、もっとJVが組めるような方策をとるとか、そういうこともこれから考えていくべきだと思うんですが、その点についての御見解とこの2点、もう一度お伺いをいたします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

岡本議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の場合に限りこのやむを得ないを使ったか、今までもずっとやむを得ないを使ったかということですが、基本的には、法令に基づいて各自治体それぞれが事業を行うということでございますので、御嵩町は、従前よりこのやむを得ないの規定を適用いたしまして入札事務の、先ほど言ったように簡素化、定型化、迅速化を図っておったということでございますので、今回に限りこれを適用したということではございません。

先ほど申しましたように、昨今の状況を鑑みながらこの見積期間を延ばすことでたくさんの業者が参加していただき、結果として入札価格が低価格になるような状態であれば当然延ばさせていただきますので、そこら辺を総合的に考えて今後検討していくということでございます。

ので、御理解をお願いします。

2つ目でございますが、町内の業者がこの点数で参加しなかったというか、本当に参加できるかということでございますが、ちょっと言葉足らずでございましたが、この点数のほかに、あと木造の建築の実績があったかというようなことも今回の条件に入っておりますので、その中身についてはそれぞれ個々の事業者の方がどういう実績が上がっているのは、当方では全て把握しておるわけではございませんのでわかりませんが、なるべく町内の業者が入るように県外等の業者との差を設けているというのは事実ですので、よろしくをお願いします。

なお、JV等の考え方につきましては、これも御嵩町の特定建設工事共同企業体取扱要領というのが決めてありまして、この中で設計金額が5億円以上の建築工事については、これの対象とするというような原則がございますので、今回の場合は5億円には達していないということですので対象にはさせていただいておりませんので、よろしくをお願いします。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

以前、議会でこの建物の構築に当たって、特に地盤の関係で地下の状況を調査されたかという議論の中で、5メートルぐらいのいわゆる建築用の地盤調査はされておるといってお話が実は出てきました。その前には、実は地下は調べてありますというような話があったんですが、これだけの建物で、5メートル調査だけで下の岩盤までこれ行きますか。これだけの建物、特に防災という防災機能を持たせる建物でありますので、その辺のところは、先般もいわゆるくい打ちの問題で全国的に問題になっておりますけれども、下の岩盤まできちっとしたくい打ち等を含めたそういう基礎の部分も見積もりの中で当然入っていると思うんですが、その辺の状況だけちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 亀井孝年君。

総務防災課長（亀井孝年君）

今おっしゃいました谷口議員の地盤の調査について御説明させていただきます。

ボーリング調査等は5メートル掘ってやっているということでございますが、基本的には私も素人で詳しいことはわかりませんが、少しでも説明させていただきますと、今回は防災コミュニティ複合施設は2階建てということでございますので、この2階建ての建物の支持基盤、底地がその重力に耐えられるかどうか、その地盤そのものが軟弱かどうかということ調査す

る目的で、5メートルのボーリングをしてその地層を調べながらその地盤を改良するのか、そのままがいいのかという調査をしたということでございます。

なお、亜炭廃坑につきましては、その地域につきましては掘削した経緯が今の文書の中ではないということになっておりますので、その支持基盤まで全ての建物についてボーリングを突こうと思うとすごく莫大な費用がかかりますので、ある程度今ある資料の中で亜炭廃坑については大丈夫だと。ただし、その2メートルの建物の建てる下の地盤の強度を調べるためにボーリングを突いたということでございますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

支持基盤、当然これは建物を建てる場合、地盤調査、これも全て民家も公共施設も含めてやるわけですが、もともとは農地ですね。その上にあそこ埋め立てて農協の建物が建てられて、かなり地盤的な転圧はかかっていると思います。ですから、ある程度いいかなと思うんですけども、ただ一応これだけの施設を構築するとなると、ただ5メートルの調査だけで事足りるのかというやっぱり不安感もありますので、当然くいなり何なり打ち込むと思いますが、ただ単なるべた基礎だけではいかないだろうと思いますので、その辺のところで実際に施工するに当たって、特に下の軟弱な層の下にある程度サバ層なり亜炭層なり、きちっとした岩盤があるはずですので、そこまでの対応というのはぜひとも注視して、監視しながら建物のきちっとしたものをぜひ建設をしていただきたいと。その辺の監視を怠らないようにこれはお願いしておきたいと、そういうふうには思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

議案第57号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 工事請負契約の一部変更について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（大沢まり子君）

発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号 TPPと地方創生への万全な国内対策を求める意見書について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（大沢まり子君）

日程第5、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

総務建設産業常任委員会に付託しました議案第50号についてを議題とします。

議案第50号について、議長宛てに審査報告書の提出がありましたので、総務建設産業常任委員会委員長より報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男君。

総務建設産業常任委員会委員長（谷口鈴男君）

それでは、私どもの委員会に付託されました議案第50号について報告をさせていただきます。

御嵩町議会議長 大沢まり子様。総務建設産業常任委員会委員長 谷口鈴男。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。

12月9日の第4回定例会において、本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

1つ、審査実施日、平成27年12月9日水曜日。

2つ、審査事件名、議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

3つ、審査の経過、議案第50号は、番号法の規定に基づき町が条例で定める事務については、法律の規定の範囲内において町が独自に個人番号を利用し、特定個人情報を提供することができるものであるが、条例で定める事務について本当に必要な事務であるか、その他条例の規定が適正かつ適切であるかを主眼に審査した。

審査の結果、議案第50号については、全員の賛成により可決すべきものと決定しました。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

委員長報告が終わりましたので、これより委員長報告に対する質疑及び採決を行います。質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 御嵩町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものであります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（大沢まり子君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（大沢まり子君）

以上で本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは上程させていただきました議案については、全て議了していただきました。心からお礼を申し上げます。

東日本の大震災の際に亜炭廃坑の落盤が幾つあったのか、経産省の発表の数字が一向にふえていかない。230、240のところにとまってしまっていた。3カ月たっても変わりませんでした。もう自分で行って自分でつかまえるより仕方がない。その数値の確認をしに8月1日、2日、3日、震災のあった平成23年に行ってみりました。七ヶ浜へ行きまして亜炭廃坑の問題は、おおむね発表の2倍はあるということがわかりました。

町内で大震災が起きた場合には、150という箇所が落盤するやもしれないという専門家のお話もあります。私たちが担当と県議も同行されましたけれど、つかんだ数は岩手県、宮城県、福島県、3県にわたる亜炭廃坑が落盤した。その数が450から500でありました。

御嵩町は、たかだか46平方キロの町土の中で、150カ所が最悪の場合には落盤するかもしれないと言われていました。そういう意味で、七ヶ浜のボランティアセンターで話をお聞きして、そして入ったときと気持ちが全く違っていました。もう一度振り返ってたたずみ、頭の中を整理しました。そのときに御嵩町の現状で何が足りないのか、ハード・ソフト、何が足りないのか、何が必要なのかということを考え、実はもうそのときに防災センターなるものがどうしても必要。ボランティアを受け入れることのできる施設が必要だと確信をいたしました。

150カ所がもし落盤をしたとするなら、倒壊家屋も出てくるでしょう。重機を持って行って全て始末すればそれでいいのか。家の中には日常使っていた住民の大切なものがあるはず。人海戦術でそれらを探す以外にない。機械を入れるのは全て終わってからになります。そうしたときに、一人がどれだけ必要なのか。難しいのは、東北地方でも被災した人よりしなかった人のほうが多い。日常を1週間ほどで取り戻した人のほうが多いという現実です。つい被災者のことは見て見ぬふりをしていってしまうという風潮もやはり出てくると思います。しかし、行政も議会もそこを頑張らなければいけない、そう思ってこうした提案をさせていただきました。

残念だったのは、伏見地区で国交省の建物の寄附をしていただけるというものを、残念ながら議会に御理解をいただけなかった。あそこで少し増築すれば経費的にはかなり安く上がったのではないかな、そんなことも思っておりますけれど、少なくとも4年4カ月前に、私があ

場にたたずんで衝撃を受け、振り向き考えた結果が今日の防災コミュニティの建設、それを議会の皆さんが契約を全会一致で認めていただけたということは、本当に安堵をしております。ありがとうございました。

けさ、出かけにNHKのドラマをかいま見ながら準備をしました。ちょうど九州の炭鉱での落盤のシーンでありました。結果的には、多分あれは作為的なものだったということになるんでしょうけれど、やはりこうした時期に、こういう機会に、同じようにエネルギー問題で苦しんだと、必要だということに迫られて一生懸命やった。そして歩合制で掘ったがために乱掘に至ってしまった。御嵩町の状態と全く同じであります。

そのドラマを見つつ今協議をしているのは、地球温暖化のCOP21であります。ほとんどがCO₂をどう削減するのか、どう抑圧するのかに議論が集中をしております。

十数年前、沈みゆく島として紹介された島が本当に今沈みつつあります。人間というのは、目で見なきゃわからない。想像力が足らないとそういう結果を放置してしまう。その中で、CO₂削減、CO₂を抑制していくという、その先頭に御嵩町は自治体としては、日本では立てていることに私は大変な誇りを持ち、今のCOP21を見させていただいております。

御嵩の力は大了なことではありません。しかし、御嵩町のような町が日本中に、世界中にふえていけば、やはり何らかの解決策は見えてくるものと思います。それが評価されたのかどうかわかりませんが、先日案内をいただきました。CO₂のベスト長期目標賞というのが、いわゆる低炭素杯、杯を受けることができるということで、その対象は自治体が158件から7件、企業が256件から10件選出されました。合計17であります。自治体は長野県、横浜市、富山市、名古屋市、豊田市、北九州市、市町村では御嵩町だけのようであります。企業は、これも一部上場の大企業ばかりです。大林組、カシオ計算機、キリンホールディングス、コニカミノルタ、サントリーホールディングス、ソニー、大成建設、トヨタ自動車、日産自動車、本田技研、これだけが表彰を受けるという案内が来ました。2月17日と聞いております。日経ホールでいただけるそうですので、ぜひ行って受賞を喜んで受けていただいまいろうと思っております。この17の中からまた大賞が選ばれるそうありますが、御嵩町はそこまではしていただかなくてもいいと。後のプレッシャーが大変になりますので、こうして認められたことだけで十分だと思います。

こういう場に出席させていただくということは、いろんな人脈ができる、いろんな人と知り合えます。そういう意味では、大震災のときには御嵩町のことを頭にすぐ浮かべてくださいよというのは、私は全国の知り合った方々に言っております。これから事業展開等々も共同でできるようなことも出てくるかもしれません。そういう場に、やはり人間として信頼関係をもとに議論がしていければ希望はあると思っております。

皆さんにはその都度御報告をしながら、また判断を仰ぐということになるかと思えます。ぜひ御理解をいただきまして、よりよい御嵩、よりよい地球づくりに御協力をいただきたいと思いますようお願いをしまして、新しい年をぜひ健やかに、穏やかに迎えていただくようお願いまして、本日の定例会最終日の挨拶とさせていただきます。御苦勞さまでございました。

閉会の宣告

議長（大沢まり子君）

これもちまして、平成27年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時30分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員